（仮称）名張市学校給食センター整備運営事業　募集要項等に関する質問回答書

| 整理No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 募集要項 | 8 | 2 | 7 | | エ | （エ） | | 事業者の収入 | 「維持管理及び運営の対価は、固定料金（サービス対価B）と変動料金（サービス対価C）で構成するものとします」とありますが、事業契約書（案）別紙4-1では、サービス対価Bを維持管理・運営費（固定料金・変動料金）、サービス対価Cを開業準備費としています。<br>募集要項の記載は誤記であり、事業契約書（案）の記載が正しいとの理解でよろしいでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙4-1を正とします。 |
| 2 | 募集要項 | 13 | 3 | 3 | (1) | | | | 事業者の募集・選定スケジュール（予定） | 今回の募集要項に関する質問・回答が１回であり、対面対話の実施が質問回答の後になります。対面対話を踏まえ、募集要項に対する質問・回答機会を増やしていただくことは出来ませんでしょうか。 | 募集・選定スケジュールは現行のままとします。 |
| 3 | 募集要項 | 13 | 3 | 3 | (1) | | | | 事業者の募集・選定スケジュール（予定） | ３月中旬に仮契約締結の記載がございますが、２月下旬に優先交渉権者が決定し、その後SPC設立には最低でも１か月以上は期間がかかるため、実務的にはほぼ実現出来ないと考えます。仮契約締結は４月上旬とすることはできませんでしょうか。 | 仮契約締結の時期については、優先交渉権者の決定後、市と協議の上、決定することとします。また、募集要項を修正します。 |
| 4 | 募集要項 | 13 | 3 | 3 | (2) | ア | | | 貸与資料の提供 | 元々何が建っていたか分かる資料とその図面など詳細がわかるものも閲覧することは可能でしょうか。 | 建設予定地は過去から現在と同じ状況です。なお、清掃工場は現在ストックヤードが建っている場所に建っていました。 |
| 5 | 募集要項 | 16 | 3 | 3 | (2) | セ | （カ） | | 提案限度額 | 提案限度額の税抜金額6,068,318,000円に消費税率10%を加算して算出した税込金額は6,675,149,800円となり、消費税及び地方消費税を加えた額の上限額6,670,826,000円と差額が生じます。この差額は、割賦手数料が非課税であることによるものと認識しておりますが、事業費の算出にあたっては、割賦手数料を除く全ての費用を消費税の課税対象として算出するとの理解でよろしいでしょうか。 | 質問にある「割賦手数料」はサービス対価A2に含まれる金利相当分を指すものとして回答します。<br>税込み金額に差額が生じている理由は、サービス対価A2に含まれる金利相当分が非課税であるためです。事業費の算出にあたっては、当該金利を除く全ての費用を消費税の課税対象として算出してください。 |
| 6 | 募集要項 | 16 | 3 | 3 | (2) | セ | （カ） | | 提案限度額 | 6,068,318,000円（税抜）はどこまでの金額を見込んでいまでしょうか。 | 事業契約書（案）別紙4-1「1.サービス対価の構成」に示すとおりです。 |
| 7 | 募集要項 | 16 | 3 | 3 | (2) | セ | （キ） | | 提案金額の記載 | 「基準金利は、本事業の予算策定にあたって参照した日（令和8 年6 月26 日）のRefinitiv（登録商標）より提供されている15 時30 分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）としてJPTSRTOA=RFTB に掲示されているTONA ベース15 年もの（円／円）金利スワップレートとして「2.840」とします。」とありますが、本件は割賦の支払いが約１６年、６４回の支払いとなるため、基準金利の年数との乖離が発生し、金融機関からの融資による調達が困難になる可能性があります。１５年物の基準金利を使用するのであれば、割賦支払いを１５年の６０回とするか、当初は基準金利を１０年物基準金利を使用し、１０年経過後に残存期間に見合う基準金利を使用するように変更いただけませんでしょうか。 | 基準金利は現行のままとし、融資期間は16年とします。 |
| 8 | 募集要項 | 17 | 3 | 3 | (2) | セ | （ク） | | 一時支払金 | 財源①293,500,000円、財源②264,100,000円、財源③774,900,000円、財源④に記載されている1,332,500,000は、消費税及び地方消費税相当額(10%）が含まれた金額と理解してよろしいでしょうか。 | 財源①、財源②、財源③及び財源④に記載している1,332,500,000は、消費税及び地方消費税相当額(10%）を含んだ金額です。 |
| 9 | 募集要項 | 17 | 3 | 3 | (2) | セ | （ク） | | 一時支払金 | 財源①～③までの金額は税込の金額となりますでしょうか。 | 財源①～③までの金額は税込の金額となります。 |
| 10 | 募集要項 | 17 | 3 | 3 | (2) | セ | （ク） | | 一時支払金 | 確認ですが、財源④は「(事業者が提案する工事費※－1,332,500,000)」とあり、「事業者の提案する工事費は様式3-4 の費目2（実施設計）、3、4、5、6、7、8、9、10、13、14 とします。」とありますので、サービス対価A2（割賦支払）は、様式３－４の合計金額から工事費相当額を差し引いたものとの理解でよろしいでしょうか。 | サービス対価A2（割賦支払）は、様式３－４の合計金額からサービス対価A1（一時支払金）を差し引いたものとなります。 |

| 整理No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 11 | 募集要項 | 17 | 3 | 3 | (2) | セ | （ク） | | 一時支払金 | 「この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、事業者の負担とします。」とありますが、当該一時支払金の変更は事業者の責めによらない事由によるため、この場合に発生する追加費用については合理的な範囲で市の負担としていただきたく存じます。 | 実際に事業者に支払う一時支払金が、学校施設環境改善交付金の単価等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合に発生した金融機関への事務手数料等の追加費用については、合理的な範囲で市が負担しますが、詳細はサービス対価A1の変更時に協議することとします。 |
| 12 | 要求水準書 | 7 | 1 | 1.2. | (2) | イ | | | 手作りを基本とした給食 | 手作り給食（ハンバーグやフライ等）とありますが、現在、貴市で行っている手作り給食の献立表をご提示いただけますでしょうか。 | 別添資料４をご確認ください。 |
| 13 | 要求水準書 | 12 | 1 | 1.2. | (6) | | | | インフラ条件について | 合併浄化槽及び除害施設からの放流水協議において、地元同意取得が得られない場合のリスク負担は市と考えてよろしいでしょうか。 | 合併浄化槽及び除害施設からの放流水協議において、事業者の責めに帰すことのできない事由により地元同意取得が得られない場合のリスクについては、市負担とします。 |
| 14 | 要求水準書 | 12 | 1 | 1.2. | (6) | | | | インフラ条件について | 各種許認可協議、近隣調整及び行政協議に起因する工程遅延が発生した場合のリスク分担についてご教示ください。 | 各種許認可協議については事業契約書（案）第20条、近隣調整については事業契約書（案）第22条に基づきます。行政協議につきましては、帰責事由に応じて判断するものとします。 |
| 15 | 要求水準書 | 13 | 1 | 1.2. | (7) | | | | 崖に近接する建築物規制について | 「参考に清掃工場の新築時の擁壁の発注図面を示す」とありますが、御示し頂く図面は事業用地に設けられている擁壁と同じと考えて宜しいでしょうか。また、「擁壁の安全性を確認する為の図面は貸与資料2が該当する」と質疑回答を頂いておりますが、清掃工場の擁壁図がこちらに該当すると考えて宜しいでしょうか。 | ご質問いただいている「清掃工場の新築時の擁壁の発注図面」とは、現在事業用地に整備されているの擁壁の発注図面です。また、貸与資料2の「擁壁の安全性を確認する為の図面」とは、清掃工場の擁壁図が該当します。 |
| 16 | 要求水準書 | 13 | 1 | 1.2. | (8) | | | | 既存水路及び沈砂池について | 排水の容量と経路を知りたいので、図面等の確認資料は閲覧することは可能でしょうか。可能であればどこに確認すればよろしいでしょうか。 | 排水の容量と経路につきましては、貸与資料2からご確認ください。 |
| 17 | 要求水準書 | 13 | 1 | 1.2. | (8) | | | | 既存水路及び沈砂池について | 調査の結果、既存水路の利用が適当でないと認められる場合は、と記載ありますが、その調査とは、本事業契約締結後の詳細な調査の結果、との理解でよろしかったでしょうか。また提案時には本事業契約締結後に実施される詳細な調査費用のみを見込めばよろしいでしょうか。 | 該当箇所に記載の調査は、事前調査業務に含まれます。また、提案時は、本事業契約締結後に実施する調査費用のみを見込んでください。 |
| 18 | 要求水準書 | 13 | 1 | 1.2. | (8) | | | | 既存水路及び沈砂池について | 排水施設の整備に伴い、本事業に支障が生じる場合、その支障によるリスクについては市が負うものとする」と記載がありますが、天災等による遅延も同じ認識でよろしいでしょうか。 | 天災等の自然災害は不可抗力に含まれ、不可抗力に起因する遅延が発生した場合のリスク分担については、事業契約書（案）第92条に従います。 |
| 19 | 要求水準書 | 14 | 1 | 1.2. | (9) | エ | | | 配送校とその所在地 | 「配送校は下表に示す中学 5 校である。 また、初年度以降に下表に示す小学校14 校を給食室が老朽化した（施設の健全度の低い順）小学校から順次配送校に加えていく。 詳細は本事業の実施計画を参照すること。」とありますが、事業者で事業期間にわたる配送の計画は立てますが、提案する費用に関しては、初年度の配送校及び配膳員対象となる学校の運営が可能な費用のみとしていただけませんでしょうか。<br>2年目以降本事業の対象となる配送車両、配送員、配膳員は年度ごとに調達や雇用をする必要があり、昨今の物価・人件費の上昇を鑑み、提案時にその費用も見込んで入札することは事業者にとって多大なリスクであると考えます。 | 近日中に別途回答します。 |

| 整理No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 | 要求水準書 | 14 | 1 | 1.2. | (9) | エ | | | 事業概要 | 小学校から順次配送校に加えていくと記載があります。提供食数は約3000食範囲内で給食提供を行いますが、小学校を加えていく年度毎に、配送車・コンテナ・カート等の調達費用、および配膳員人件費について増加します。伴って配送車両や配送用コンテナ・カート、配膳員追加（増員）する必要については当初事業費（提案限度額・税別6,068,318,000円）から、別途追加事業費が加算される理解としていますが、どの様な対応をお考えでしょうか。<br>※食数範囲内事業費と異なった対応が必要となります。市の考え方をお聞かせください。 | No.19参照 |
| 21 | 要求水準書 | 15 | 1 | 1.2. | (9) | キ | | | 光熱水費の負担 | 事業者の責めに帰すべき事由により・・・と記載があります。具体的に事業者の責めに帰すべき事由とは具体的な内容の説明をお願いいたします。 | 例えば、漏水を長期間長期間にわたり把握又は修繕しなかった場合や、本件施設の稼働に際し、要求水準書に定める運営基準を満たすために通常必要とされる使用量を明らかに超えて設備を過剰に使用した場合等が考えられます。ただし、業務履行状況の妥当性等、状況に応じた判断が必要と考えています。 |
| 22 | 要求水準書 | 18 | 2 | 2.2. | (1) | イ | | | 事前調査業務 | 「届出、報告等の後に、土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置が必要となった際の費用は市が負担し、工期等については市と事業者で協議を行い、決定することとする。」とありますが、地中障害についても同じ認識でよろしいでしょうか。 | 届出、報告等の後に、地中障害の除去等の措置が必要となった際の費用につきましては、市が負担します。 |
| 23 | 要求水準書 | 19 | 2 | 2.2. | (3) | | | | 建設業務要求水準について | 工事期間中に利用可能な仮設ヤード、資材置場等の確保条件をご教示ください。 | 事業用地付近の伊賀南部ストックヤードの敷地の一部が使用可能です。 |
| 24 | 要求水準書 | 25 | 2 | 2.3. | (1) | ア | (ｱ) | b | 電波時計について | a）⑬　各室において、・・・電波時計を設置すること。と記載ありますが、トイレ・倉庫(保管倉庫)・書庫・廊下等の非居室を除いた居室全てに電波時計を設置しなければならない。との理解でよろしかったでしょうか。また厨房内の冷蔵庫(室)と冷凍庫(室)にも電波時計の設置は必要でしょうか。 | 電波時計は、食中毒予防のための温度管理が不要な非居室を除いた居室全ての設置は必須とします。また、厨房内の冷蔵庫(室)と冷凍庫(室)への電波時計の設置は提案に委ねるものとします。 |
| 25 | 要求水準書 | 31 | 2 | 2.3. | (1) | ウ | (ｴ) | a | グリストラップについて | 排水系統ごとにグリストラップを設置すること。と記載ありますが除害施設の手前で、厨房排水量(全ての排水系統)に対応したグリストラップを１基のみ設置する方法でもよろしいでしょうか。 | 業務に支障を生じさせないことを前提として、厨房排水量（すべての排水系統）に対応したグリストラップを１基のみ設置する方法としても差し支えありません。 |
| 26 | 要求水準書 | 34 | 2 | 2.3. | (1) | エ | (ｲ) | b c) | ④真空冷却機 | 真空冷却が難しい、ゼリーなどのデザートを手づくり調理で行う予定はございますか。 | ゼリーなどのデザートは手作り調理に含まれません。 |
| 27 | 要求水準書 | 38 | 2 | 2.3. | (1) | キ | (ｳ) | | 食缶等 | 使用する食缶について、同等の容量であれば、形状（角型・丸型）については提案に委ねさせていただけないでしょうか。 | 要求水準書では、目安を示す、メーカーや寸法は市と協議の上記載事項に留意して必要数量を調達すること、としています。 |
| 28 | 要求水準書 | 38 | 2 | 2.3. | (1) | キ | (ｳ) | | 食缶等 | 空の牛乳箱のみをコンテナに積み、配送車で配送するというご回答ですが、牛乳の大きさによって、牛乳箱の大きさや数量の検討が必要です。　貴市で使用されている牛乳の外形寸法をご教授ください。 | 使用する牛乳は毎年度県の入札で決定されますが、ここ数年から現在に至るまで使用している紙パック牛乳のサイズは幅約5.8cm×奥行約5.8cm×高さ約9.5cm（200cc入）です。 |
| 29 | 要求水準書 | 38 | 2 | 2.3. | (1) | キ | (ｳ) | | 食缶・カゴ | 使用食缶にソース用２Lのものがございますが、ソースは調理場で調理済み食材にかけることはなく、すべてソース用食缶に入れるという認識でよろしいでしょうか。 | 献立によってソース類をかける場合と別にする場合があります。 |
| 30 | 要求水準書 | 39 | 2 | 2.3. | (1) | キ | (ｵ) | | 配膳器具 | 配膳器具は献立に合わせ使用する器具のみ器具入れに入れて配送するという認識でよろしいでしょうか。 | その認識で差し支えありません。 |
| 31 | 要求水準書 | 42 | 2 | 2.3. | (3) | | | | 諸室の要求<br>（計量室） | 室名・軽量室_概要及び要求事項_ｅにおいて「非加熱食材を開封」とありますが、加熱を行わず提供するフルーツ缶やパウチのフルーツも計量室で開封を行うという認識でよろしいでしょうか。 | その認識で差し支えありません。 |

| 整理No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 32 | 要求水準書 | 44 | 2 | 2.3. | (3) | | | c | 残渣室 | ・『各諸室で発生した残渣は、粉砕処理し、配管により残渣室に圧 送する厨芥処理システムを導入すること。』と記載ですが、野菜くずは厨芥処理しても減容になりません。また、残滓室に送るために大量の水が必要となりランニングコストが掛かります。メンテナンスに関しても、下処理室エリアから残滓室に配管で送る場合、距離が長いため途中で配管が詰まる、配管が割れて排水が漏れる等のリスクもあります。<br>経済性、衛生面を考慮して厨芥処理システムは、給食残渣のみとしてほしいです。 | 残渣の処理については、減量及び脱臭に配慮し、厨芥処理システムの導入を想定しています。下処理や調理中に発生した野菜くず等の残渣の廃棄動線に留意の上、適切に処理できる場合には、厨芥処理システムの対象を給食残渣に限る提案を行うことを認めます。 |
| 33 | 要求水準書 | 44 | 2 | 2.3. | (3) | | | c | 残渣室 | 「c.各諸室で発生した残渣は、粉砕処理し、配管により残渣室に圧送する」とありますが、厨芥処理機にポンプで圧送される残渣は給食後の残飯のみとし、下処理や調理中に発生した残渣は含まないという考え方としてもよろしいでしょうか。 | No.32参照 |
| 34 | 要求水準書 | 44、46 | | | | | | | 回収風除室<br>配送風除室 | 風除室として独立した室を計画した場合、室の面積が非常に狭くなり作業がしにくくなるという懸念があります。実際の運用を考えた場合十分な作業スペースを確保することにより衛生的な作業ができるとも考えますので他室（回収風除室は洗浄室／配送風除室はコンテナ室）と一体とした計画としてもよろしいでしょうか。 | 原案のままとします。 |
| 35 | 要求水準書 | 47 | 2 | 2.3. | (3) | | | | 調理従事者用更衣室 | 清潔な調理従事者用品・・・それぞれ区別して保管できる設備を有することとありますが、清潔な調理従事者用品を保管するロッカー等を使用するかは事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。 | 「清潔な調理従事者用品、汚染された調理従事者用品及び調理従事者の私服をそれぞれ区別して保管できる設備を有する」 を満たせば設備は事業者の提案に委ねます。 |
| 36 | 要求水準書 | 47 | 2 | 2.3. | (3) | | | | 洗濯・乾燥室 | 市職員数及び業務従事者数を考慮した規模の洗濯・乾燥する室とするとありますが、市職員様と洗濯機・乾燥機は兼用可との理解でよろしいでしょうか。 | 洗濯機・乾燥機は市職員及び業務従事者の兼用可とします。 |
| 37 | 要求水準書 | 73 | 5 | 5.3. | (1) | イ | (ｷ) | a | アレルギー対応食の提供 | アレルギー対応食の除去対応について確認いたします。<br>アレルギー対応調理室を設置した場合、食材の下処理（洗浄・切裁）・調理・配缶をすべてアレルギー対応調理室での対応とお考えでしょうか。又は、調理・配缶（アレルギー専用容器）のみとのお考えでしょうか。 | アレルギー対応調理室では、調理・配缶（アレルギー専用容器）のみを行う想定です。 |
| 38 | 要求水準書 | 75 | 5 | 5.3. | (1) | ウ | (ｼ) | | 配送・回収業務 | 配送校において・・・再度洗浄、消毒できる用具を備えておく。とありますが、洗浄・消毒場所はどこを想定おりますか。<br>現在、配送校内に洗浄・消毒（乾燥）機器等の設置はありますか。 | 洗浄・消毒場所は配膳室以外の場所を想定しています。保健室や職員室等で洗浄した後、次亜塩素酸水に漬けた後、配膳室に戻します。 |
| 39 | 要求水準書 | 75 | 5 | 5.3. | (1) | エ | (ｶ) | | 直接搬入品 | 牛乳の受取りは配膳業務外と理解して良いでしょうか。 | 牛乳の受取りは学校職員が対応することを想定しています。そのため、配膳業務外となります。 |
| 40 | 要求水準書 | 75 | 5 | 5.3. | (1) | エ | (ｶ) | | 直接搬入品 | 牛乳の受取りが配膳業務に含む場合、学校毎の牛乳の想定搬入時間をご教示願います。 | No.40参照 |
| 41 | 要求水準書 | 75 | 5 | 5.3. | (1) | エ | | | 配膳業務 | 各配送校において、配膳員配置人数と各配送校配膳室数の提示と、各配送校配膳室図面をお願いいたします。<br>配膳配置人数によっては、事業費限度額内に収まらない可能性を懸念いたします。 | 現在中学校5校は給食未実施、小学校14校は自校方式で調理員が配膳業務を行っており、各校の配置は１校が4名、13校は3名です。配膳室は各校１室です。配膳室予定箇所は別添資料７のとおりです。（本市の実施計画P4も参照してください。） |

| 整理No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 42 | 要求水準書 | 75 | 5 | 5.3. | (1) | エ | (ｸ) | | 指定の場所 | 「学校が指定する時刻にカートを所定の場所へ運ぶこと」とありますが、配膳員の配置人数を決めるにあたり、学校毎の指定場所をご教示ください。（例：●●小学校は各クラス前まで運ぶ。●●小学校は1階配膳室に児童が取りに来る。●●小学校は各階の配膳室に運び児童が取りに来るまで待機する等） | 一部小学校の数クラスは教室棟の各階１か所に運ぶ場合がありますが、基本的には各クラスの前まで運ぶものとして設定してください。 |
| 43 | 要求水準書 | 75 | 5 | 5.3. | (1) | エ | (ｸ) | | 配膳業務 | 学校が指定する時刻にカートを指定の場所へ運ぶこととありますが、事業費が大変厳しく配膳員の人件費を考慮すると、コンテナから配膳室でカートに積み替え、児童生徒が配膳室に受取り・返却をする等、人件費圧縮を考慮した事業者提案も可能として頂けませんでしょうか。 | No.42参照 |
| 44 | 要求水準書 | 76 | 5 | 5.3. | （１） | オ | (ｲ) | d | 廃棄物処理業務 | 回収した残渣は、学級ごと。メニューごとに残渣量を計量し記録するとありますが、返却時は確実に各献立毎で返却されるのでしょうか。（食べ残しや飲み残し牛乳が同じ食缶に混ざっていない状態）少しでも混ざってしまうのであれば、意味の無い作業になります。また事業費が大変厳しく、残菜処理や洗浄業務にかける作業負担を削減する必要があります。特に学校数が増える都度、配送車とコンテナ数も増え、学級ごとに細かく記録する作業は許容する人件費が増加傾向となります。学年・献立毎計量に変更願います。 | 返却時はメニューごとに返却されます。計量結果を各校にフィードバックしたり、調査報告に用いる等、様々な活用を行うため、毎日とは限りませんが、要求水準書記載のとおりを市の求めに応じて学級ごと・メニューごとに計量できる計画としてください。 |
| 45 | 要求水準書 | 76 | 5 | 5.3. | (1) | オ | (ｲ) | | 廃棄物処理業務 | 廃油処分に係る収入がある場合、貴市の歳入とすることは想定されていますか。 | 現在自校方式の小学校分を歳入としており、センター分についても歳入とすることを想定しています。 |
| 46 | 要求水準書 | 80 | 5 | 5.3. | (2) | ア | (ｱ) | | 食数 | 貴市が行う食数の業務内容に、釜割表・配缶表の作成業務は含まれておられますでしょうか。 | 釜割表・配缶表の作成業務は事業者が行ってください。 |
| 47 | 要求水準書 | 80 | 5 | 5.3. | (2) | エ | | | 食材検収業務 | 油等は週１回の程度の納品とありますが、一斗缶納品の場合の数量の提示をお願いします（保管スペース確保）また、ローリー納品のお考えもお聞かせください。 | 数量や形態は事業者の提案によるものとします。本市は、それに合わせ油を調達します。現時点では、一斗缶を想定しています。 |
| 48 | 事業契約書（案） | 2 | 1 | 1 | 4条 | 3 | | | 事業者株式担保 | 担保設定については貴市の事前承諾が必要となりますが、合理的な理由なく拒否されない認識でよろしいでしょうか。 | 担保設定について、市は合理的な理由なく拒否する考えはありません。ただし、事前承諾は担保設定理由によって判断するものであり、本回答のみで将来の事前承諾を確約するものではありません。 |
| 49 | 事業契約書（案） | 2 | 1 | 1 | 5条 | 1 | | | 契約上の地位、権利に対する担保 | 担保設定については貴市の事前承諾が必要となりますが、合理的な理由なく拒否されない認識でよろしいでしょうか。 | 担保設定について、市は合理的な理由なく拒否する考えはありません。ただし、事前承諾は担保設定理由によって判断するものであり、本回答のみで将来の事前承諾を確約するものではありません。 |
| 50 | 事業契約書（案） | 8 | 1 | 2 | 22条 | 1 | | | 近隣対策について | 第22条1項:事業者は、・・・次の各業務を行い、了解をえるよう務めなければならない。と記載ありますが、了解を得る先はどちらになるでしょうか。 | 影響のある地域における代表の方等になりますが、内容によって市や地域等と相談しながら調整を行うことになります。 |
| 51 | 事業契約書（案） | 12 | 2 | 3 | 33条 | 3 | | | 市が行う説明会について | 第33条3項:事業者は、・・・要求水準書における市が行う説明会への協力を行う。と記載ありますが、どのような説明会を想定すればよろしいでしょうか。 | 必要に応じて行う工事や運営に係る地元説明会等を想定しています。 |

| 整理No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 52 | 事業契約書（案） | 12 | 2 | 3 | 34条 | 2 | | | 設計図書の適合通知 | 念の為の確認ですが、基本設計図書及び実施設計図書の内容に係る貴市からの適合確認の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。 | 基本設計図書及び実施設計図書の内容に係る市からの適合確認の通知は、書面にて通知します。 |
| 53 | 事業契約書（案） | 12 | 2 | 3 | 34条 | 5 | | | 設計図書の適合通知 | みなしでの確認となった場合、事業者の求めにより書面にて交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。 | みなしとなる事由により判断します。 |
| 54 | 事業契約書（案） | 13 | 2 | 3 | 35条 | 4 | | | 設計変更による増加費用負担 | 貴市にご負担を頂く、設計変更に起因し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレークファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。 | 設計変更に起因し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用を含みます。 |
| 55 | 事業契約書（案） | 13 | 2 | 4 | 36条 | 2 | | | 設計図書の適合通知 | 念の為の確認ですが、建設等業務計画書の内容に係る貴市からの適合確認の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。 | 建設等業務計画書の内容に係る市からの適合確認の通知は、書面にて通知します。 |
| 56 | 事業契約書（案） | 13 | 2 | 4 | 36条 | 4 | | | 設計図書の適合通知 | みなしでの確認となった場合、事業者の求めにより書面にて交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。 | みなしとなる事由により判断します。 |
| 57 | 事業契約書（案） | 14、21 | 2 | 4、6 | 37条、50条 | 4、3 | | | | 事業契約書（案）の第37条第4項（p.14～16）および第50条第3項（p.21～23）の本文中に「別紙5提出書類一覧」のテキストが挿入されていますが、これは誤記（レイアウト崩れ）であり、正記では別紙5を参照する形に修正される認識でよろしいでしょうか。 | 質問箇所の別紙5は誤りのため、修正版を確認してください。 |
| 58 | 事業契約書（案） | 21 | 2 | 6 | 49条 | 2 | | | 引渡しの遅延による増加費用負担 | 貴市にご負担を頂く、引渡しの遅延に起因し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用（弁護士費用等の専門家コスト、ブレークファンディングコストを含むがそれらに限られない。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。 | 引渡しの遅延に起因し生ずる事業者の費用には、合理的な金融費用を含みます。 |
| 59 | 事業契約書（案） | 21 | 2 | 6 | 49条 | 3 | | | 引渡しの遅延等による費用等の負担 | 「市の責めに帰すべき事由、不可抗力等複数の事由が複合して前３条に基づく変更が行われた場合には、市は事業者と協議の上、当該事由ごとに増加費用又は損害に与えた影響の度合いを合理的に判断し、原則としてその按分により、本条にしたがって市及び事業者の増加費用及び損害の負担を決定する。」とありますが、不可抗力に関しましては契約上の規定がございますが、その他事業者の責によらない理由によって増加費用や損害を按分によって負担することは事業者としてリスクが大きいと考えます。市の責めに帰すべき事由に関しては、貴市での負担としていただけませんでしょうか。 | 市の責めに帰すべき事由に事由により生ずる事業者の費用は、市の負担とすることが合理的である費用に限り、すべて市の負担とします。 |
| 60 | 事業契約書（案） | 29 | 4 | 1 | 64条 | 2 | | | 修繕・更新に伴うサービス対価の増減 | 貴市が行った調理設備の修繕及び更新に伴うサービス対価の増減はサービス対価Bが対象となる認識にてよろしいでしょうか。 | 市が行った調理設備の修繕及び更新に伴うサービス対価の増減はサービス対価Bが対象となります。 |
| 61 | 事業契約書（案） | 31 | 5 | | 69条 | 2 | | | サービス対価の支払い | 設計・建築費に関してはサービス対価A1の一括払いの要項という認識でよろしかったでしょうか。 | サービス対価のうち、設計・建築費に関しては別紙4-1、別紙4-2のとおりです。 |
| 62 | 事業契約書（案） | 34 | 6 | 2 | 79条 | 1 | | | 出来形の買取 | 貴市が出来形部分を買い取る場合、出来形部分に相応するサービス対価（施設整備）相当額で買い取ることができるとされています。当該サービス対価相当額には、当該出来形形成に必要となった設計費、建設費、什器備品等調達費、SPCの開業費用、建中金利、金融費用その他合理的なSPC経費が含まれる理解でよろしいでしょうか。 | 出来形の買取対象には、当該出来形形成に必要となった設計費、建設費、什器備品等調達費、SPCの開業費用、建中金利、金融費用その他合理的なSPC経費が含まれますが、対象に応じた証明が必要です。 |

| 整理No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 63 | 事業契約書（案） | 35 | 6 | 2 | 79条 | 4 | | | 違約金請求権と施設の出来形との相殺 | 念のための確認ですが、違約金請求権と施設の出来形との相殺が認められていますが、履行保証保険が付保されている場合には、当該相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払に充当していただける理解でよろしいでしょうか。契約保証金や履行保証保険は事業者の違約金債務を担保するためのものであって、その性質上、先に違約金に充当されるべきものと考えています。万が一、貴市が違約金請求権と出来形部分の工事費相当額との相殺を先にできるとしますと、貴市は出来形部分の工事費相当額の支払義務の一部を免れる一方で、貴市を被保険者とする履行保証保険に係る保険金も受領できるため、二重取りとなり、不合理な帰結になると存じます。引渡日後についても同様です。 | 違約金請求権と施設の出来形相殺について、履行保証保険が付保されている場合は、違約金請求権と施設の出来形相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払に充当は可能です。<br>第79条第2項を参照ください。 |
| 64 | 事業契約書（案） | 36 | 6 | 2 | 83条 | 1 | | | 出来形の買取<br>（引渡し前の貴市の債務不履行が起因） | 貴市が出来形部分を買い取る場合、出来形部分に相応するサービス対価（施設整備）相当額で買い取ることができるとされています。当該サービス対価相当額には、当該出来形形成に必要となった設計費、建設費、什器備品等調達費、SPCの開業費用、建中金利、金融費用その他合理的なSPC経費が含まれる理解でよろしいでしょうか。 | 出来形の買取対象には、当該出来形形成に必要となった設計費、建設費、什器備品等調達費、SPCの開業費用、建中金利、金融費用その他合理的なSPC経費が含まれますが、対象に応じた証明が必要です。 |
| 65 | 事業契約書（案） | 37 | 6 | 2 | 84条 | 1 | | | 未払いのサービス対価<br>（開業準備期間中の貴市の債務不履行が起因） | 貴市の債務不履行が起因となった開業準備期間中の解除に伴う未払いサービス対価の支払いについて、当該サービス対価相当額には、当該出来形形成に必要となった設計費、建設費、什器備品等調達費、SPCの開業費用、建中金利、金融費用その他合理的なSPC経費が含まれる理解でよろしいでしょうか。 | 出来形の買取対象には、当該出来形形成に必要となった設計費、建設費、什器備品等調達費、SPCの開業費用、建中金利、金融費用その他合理的なSPC経費が含まれますが、対象に応じた証明が必要です。 |
| 66 | 事業契約書（案） | 51 | 別紙2 | | | | | | 対象業務の概要 | 維持管理業務の項目が「シ」から始まっており、開業準備業務からの連番記載となっております。こちらは何か意図がございますでしょうか。 | 質問対象は誤記であり、質問にあるような他意はないため、修正版を確認してください。 |
| 67 | 事業契約書（案）<br>（募集要項） | 54、55 | 別紙4-1 | 1 | | | | | サービス対価の構成 | サービス対価Cの定義について、募集要項（p7～8）では「変動料金」とされていますが、事業契約書（案）別紙4-1では「開業準備費」とされています。どちらの定義が正でしょうか。提案金額内訳書（様式33等）の記載にも影響するため、正しい定義をご教示ください。 | 事業契約書（案）別紙4-1を正とします。 |
| 68 | 事業契約書（案） | 55 | 別紙4-1 | 2 | (1) | ② | | | サービス対価Ａ２ | 「１回目として本件施設の引き渡し日の翌日～」とありますが、基準金利決定日は、「維持管理・運営開始日の２銀行営業日」となっていることから、「本件施設の引き渡し日の翌日～」ではなく、「維持管理・運営開始日～」に修正する必要があるのではないでしょうか。<br>（「本件施設の引き渡し日の翌日」には、基準金利が確定していないため、サービス対価A２は算定できないことになります。） | 基準金利決定日を「本件施設引渡し日の２銀行営業日前」とし、質問箇所の修正は行いません。 |
| 69 | 事業契約書（案） | 55 | 別紙4-1 | 2 | (1) | ② | | | サービス対価Ａ2 | サービス対価A2は割賦方式で支払われ、事業契約では「初年度は、１回目として本件施設の引き渡し日の翌日～１２月３１日分」を支払うとあり、募集要項で建物引き渡しは令和11年７月、維持管理運営開始が令和１１年９月１日と記載があります。<br>割賦支払の利息計算上の起算日は施設引渡日の翌日となるのが一般的であり、本件に関しましても引渡日の翌日から割賦の起算日となっていますが、割賦支払の基準金利の決定日（改定日）が「維持管理・運営開始日の２銀行営業日前の値」と記載があり、割賦手数料の対象となる令和１１年７月～８月末までの基準金利は何を使用すればよろしいでしょうか。 | 基準金利決定日を「本件施設引渡し日の２銀行営業日前」とします。修正版を確認してください。 |

| 整理No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 70 | 事業契約書（案） | 55 | 別紙4-1 | 2 | (1) | ② | | | サービス対価Ａ２ | 募集要項Ｐ６において、サービス対価Ａ２は、維持管理・運営期間に渡り元利均等方式で支払うとありますが、１回目と64回目は、割賦金利の計算期間が３か月間にならないため、この２回は、他の回と同じ金額にならなくても良いと理解してよろしいでしょうか。（サービス対価Ａ２は、64回すべて同一の金額ではなく、第１回は他の回より多く、第64回は他の回より少なくなってもよろしいでしょうか。） | サービス対価A2の支払い１回目と64回目は、他の回と同じ金額である必要はありません。 |
| 71 | 事業契約書（案） | 55 | 別紙4-1 | 2 | (1) | ② | | | サービス対価Ａ２ | 第６４回は、令和27年7月１日～31日」となるため、請求書発行期限は「令和27年8月31日」になると理解してよろしいでしょうか。 | サービス対価A2の支払い第64回の請求書発行期限は「令和27年8月31日」としてください。 |
| 72 | 事業契約書（案） | 55 | 別紙4-1 | 2 | (1) | ② | | | サービス対価Ａ２ | 「初年度は、１回目として本件施設の引き渡し日の翌日～１２月３１日分、２回目として令和１２年１月１日～３月３１日分を支払い、以降四半期ごと（４月１日～６月３０日分、７月１日～９月３０日分、１０月１日～１２月３１日分、１月１日～３月３１日分）に合計６４回払いとする。」とあり、事業期間は令和27年7月末に終了しますので、請求書提出期限は8月31日でよろしいでしょうか。その場合の割賦手数料は、7月ひと月分との認識でよろしいでしょうか。 | サービス対価A2の支払い第64回の請求書発行期限は「令和27年8月31日」としてください。サービス対価A2の支払い第64回の割賦手数料は、7月ひと月分となります。 |
| 73 | 事業契約書（案） | 56 | 別紙4-1 | 2 | (2) | | | | サービス対価B | 「１回目として本件施設の引き渡し日の翌日～12月31日分」とありますが、「本件施設の引き渡し日の翌日」ではなく、「令和11年９月１日」になると理解してよろしいでしょうか。 | サービス対価Bについて、初年度の第1回支払対象期間を「1回目として維持管理・運営開始日～12月31日分」とします。修正版を確認してください。 |
| 74 | 事業契約書（案） | 56 | 別紙4-1 | 2 | (1) | ② | | | 本契約金額の算定に用いる値 | 「本件事業期間中の基準金利の改定は行わない。」と記載がありますが、物価高騰や銀行の金利等の上昇があった場合でも改定は行わないという認識でよろしいでしょうか。 | 物価高騰や銀行の金利等の上昇があった場合でも改定は行いません。 |
| 75 | 事業契約書（案） | 56 | 別紙4-1 | 2 | (2) | | | | サービス対価B | サービス対価Bについて、初年度の第1回支払対象期間を「本件施設の引渡し日の翌日～12月31日」としていますが、サービス対価Bは維持管理・運営開始日から発生するものであるため、「維持管理・運営開始日～12月31日」ではないでしょうか。<br>また、最終年度については、令和27年4月1日～6月30日分に加え、令和27年7月1日～7月31日分を最終回として支払うのでしょうか。最終回の支払対象期間及び支払時期についても明記いただけますでしょうか。 | サービス対価Bについて、初年度の第1回支払対象期間を「1回目として維持管理・運営開始日～12月31日分」とします。修正版を確認してください。<br>最終年度については、令和27年7月1日～7月31日分を最終回として支払いを行います。 |
| 76 | 事業契約書（案） | 57 | 別紙4-1 | 2 | (2) | | | | サービス対価B | 「維持管理業務にかかる費用は、概ね５年ごとに区分の上、それぞれの区分における各回の支払額を同額とし支払う。区分ごとの支払額については事業者の提案に基づくものとする。」とございますが、維持管理業務のみ3段階に分けたご主旨をご教示いただけませんでしょうか。 | 維持管理業務のみ3段階に分けているのは、市の支払いの平準化が目的です。 |
| 77 | 事業契約書（案） | 57 | 別紙4-1 | 2 | (2) | | | | サービス対価B | 表 支払回及び対象期間に関して、区分Ｉの「支払回」が「第１回～第18回」となっていますが、第１回は、令和11年9月日～12月31日までの４か月間（他の回は３か月間）となるため、同額にすることが困難となります。このため、区分Ｉの支払回から第１回を除いていただけないでしょうか。 | サービス対価A2の支払い１回目と64回目は、他の回と同じ金額である必要はありません。 |
| 78 | 事業契約書（案） | 57 | 別紙4-1 | 2 | (2) | | | | サービス対価B | 運営業務に係る費用のうち、「固定料金部分」に関して、第２回～第63回は対象期間が３か月間のため同額(①)となり、第１回は４ヶ月間のため①÷3×４、第64回は１か月間のため、①÷3×２で算出するという理解でよろしいでしょうか。 | 第64回は１か月間のため、①÷3となります。この他、質問の計算方法として問題ありません。 |

| 整理No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 79 | 事業契約書（案） | 57 | 別紙4-1 | 2 | (2) | | | | サービス対価B | 「表　支払回数及び対象期間」の区分Ⅲの対象期間は「令和21年（2039）4月～」ではないでしょうか。 | 区分Ⅲの対象期間は「令和21年（2039）4月～」とします。修正版を確認してください。 |
| 80 | 事業契約書（案） | 59 | 別紙4-1 | 4 | (1) | ① | イ ア） | | 改定の対象 | 「設計費、解体工事費、工事監理費などを除いた」とありますが、解体工事費は不要ではないでしょうか。 | 建設業務伴う解体工事費は、改定の対象に含めないため、原案のとおりとします。 |
| 81 | 事業契約書（案） | 59 | 別紙4-1 | 4 | (1) | ① | イ ア） | | 改定の対象 | 「設計費、解体工事費、工事監理費などを除いた、本件施設の建設業務に係る直接工事費、共通仮設費、及び現場管理費とする（建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事調理設備調達設置費など各種工事を含む。ただし、調理備品、事務備品、食器・食缶等の搬入設置に係る工事は除く。）」が物価変動の対象となるとありますが、物価変動の終算日が着工日の属する月であり、解体工事、工事監理、調理備品、事務備品、食器・食缶等の搬入設置に係る工事も着工日以降の工事業務の一環であると考えます。昨今の物価上昇を鑑み、着工日以降に発生する工事費用を物価変動の対象としていただけませんでしょうか。 | 質問対象の前段は着工前改定の規定であり、別紙4-1/4/（1）/①が該当します。<br>質問対象の後段は着工後の規定に関する規定であり、別紙4-1/4/（1）/②が該当し、別紙4-1/4/（1）/②は着工日以降に発生する工事費用を物価変動の対象とした規定となっています。 |
| 82 | 事業契約書（案） | 59、60 | 別紙4-1 | 4 | (1) | ① | イ<br>イ）、<br>ウ | | 物価変動に伴う改定（着工前） | イのイ）でサービス対価の改定に用いる指標として、「建物物価（財団法人建設物価調査会発行）」の名古屋の建築費指数（確定値）における「SRC構造別平均」、「RC構造別平均」、「S構造別平均」の工事原価のうち、事業者が提案した構造の建物種類を適用する旨が記載されております。<br>一方で、ウでは改定に用いる指標は市と事業者とが協議して定める旨が記載されております。どちらの記載が正しいでしょうか。 | 事業者が提案した構造の建物種類を適用を基本としますが、同指標・指数の合理性や妥当性は市と事業者協議し、定めるものとします。 |
| 83 | 事業契約書（案） | 59 | 別紙4-1 | 4 | (1) | ① | イ エ） | | 改定の計算式 | 改定対象は設計費や工事監理費等を除いた建設工事費とされていますが、計算式におけるAoは「本契約締結時のサービス対価A」と定義されています。Aoには改定対象外の費用も含まれるため、「本契約締結時のサービス対価Aのうち、改定対象となる費用」が正しいとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、本計算式ではサービス対価A全体の改定後金額は算出できないため、改定対象外の費用を加算して算出するとの理解でよろしいでしょうか。 | Aoは、「本契約締結時のサービス対価Aのうち、改定対象となる費用」とします。<br>改定後のサービス購入料Aは、改定後のサービス購入料A（改定対象分）に改定対象外の費用を加算することで算出します。<br>修正版を確認してください。 |
| 84 | 事業契約書（案） | 59 | 別紙4-1 | 4 | (1) | ① | イ エ） | | 改定の計算式 | Poは「事業者が本事業の参加者として市に提出した提案書類を市が受領した日の属する月の指標」とあり、令和9年1月だと思われますが、（１）①アでは、令和8年10月となっています。令和8年10月を採用してよろしいでしょうか。 | 令和8年10月の指標とします。<br>修正版を確認してください。 |
| 85 | 事業契約書（案） | 60 | 別紙4-1 | 4 | (1) | ② | イ ア） | (a) | 改定の対象 | 「設計費、解体工事費、工事監理費などを除いた」とありますが、解体工事費は不要ではないでしょうか。 | 建設業務伴う解体工事費は、改定の対象に含めないため、原案のとおりとします。 |
| 86 | 事業契約書（案） | 60、61 | 別紙4-1 | 4 | (1) | ② | イ ア） | (b)、(e) | 物価変動に伴う改定（工事期間中）<br>全体スライド | イのア）(b)でサービス対価の改定に用いる指標として、「建物物価（財団法人建設物価調査会発行）」の名古屋の建築費指数（確定値）における「SRC構造別平均」、「RC構造別平均」、「S構造別平均」の工事原価のうち、事業者が提案した構造の建物種類を適用する旨が記載されております。<br>一方で、イのア）(e)では改定に用いる指標は市と事業者とが協議して定める旨が記載されております。どちらの記載が正しいでしょうか。 | 事業者が提案した構造の建物種類を適用を基本としますが、同指標・指数の合理性や妥当性は市と事業者協議し、定めるものとします。 |

| 整理No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 87 | 事業契約書（案） | 61 | 別紙4-1 | 4 | (1) | ② | イ ア） | (d) | 改定の計算式 | Aoはサービス対価Aのうち改定対象となる費用に限定されているため、本計算式ではサービス対価A全体の改定後金額は算出できないと認識しております。本計算式は、改定対象部分の改定後金額を算出するものであり、サービス対価A全体の改定後金額については、改定対象外の費用を加算して算出するとの理解でよろしいでしょうか。<br>その場合、単品スライド及びインフレスライドの計算式についても、同様の取扱いとなるとの理解でよろしいでしょうか。 | 質問対象の計算式は、改定対象部分の改定後金額を算出するものであり、サービス対価A全体の改定後金額については、改定対象外の費用を加算して算出します。<br>単品スライド及びインフレスライドの計算式についても、同様の取扱いとします。 |
| 88 | 事業契約書（案） | 61 | 別紙4-1 | 4 | (1) | ② | イ ア） | (d) | 物価変動に伴う改定（工事期間中）<br>全体スライド | 改定の計算式におけるPoの定義は「令和８年１０月（着工前における改定を行った場合は、同改定の請求をおこなった日の属する月）の指標」となっておりますが、例えば工事期間中にインフレスライドに基づくサービス対価の改定を行った後で全体スライドに基づくサービス対価の改定を行う場合は、Poは「インフレスライドに基づく改定の請求を行った日の属する月の指標」となるものと理解しております。下線部分は着工前に限定の記載でよろしいのでしょうか。 | Poを「令和8年10月（着工前における改定又は工事期間中における改定を行った場合は、同改定の請求を行った日の属する月）の指標」とします。<br>修正版を確認してください。 |
| 89 | 事業契約書（案） | 62 | 別紙4-1 | 4 | (1) | ② | イ イ） | (d) | 物価変動に伴う改定（工事期間中）<br>単品スライド | 改定の計算式におけるPoの定義は「令和８年１０月（着工前における改定を行った場合は、同改定の請求をおこなった日の属する月）の指標」となっておりますが、例えば工事期間中に単品スライドに基づくサービス対価の改定を行った後で、再度単品スライドに基づくサービス対価の改定を行う場合は、Poは「初回の単品スライドに基づく改定の請求を行った日の属する月の指標」となるものと理解しております。下線部分は着工前に限定の記載でよろしいのでしょうか。 | Poを「令和8年10月（着工前における改定又は工事期間中における改定を行った場合は、同改定の請求を行った日の属する月）の指標」とします。<br>修正版を確認してください。 |
| 90 | 事業契約書（案） | 62、63 | 別紙4-1 | 4 | (1) | ② | イ ウ） | (b)、(e) | 物価変動に伴う改定（工事期間中）<br>インフレスライド | イのウ）(b)でサービス対価の改定に用いる指標として、「建物物価（財団法人建設物価調査会発行）」の名古屋の建築費指数（確定値）における「SRC構造別平均」、「RC構造別平均」、「S構造別平均」の工事原価のうち、事業者が提案した構造の建物種類を適用する旨が記載されております。<br>一方で、イのウ）(e)では改定に用いる指標は市と事業者とが協議して定める旨が記載されております。どちらの記載が正しいでしょうか。 | 事業者が提案した構造の建物種類を適用を基本としますが、同指標・指数の合理性や妥当性は市と事業者協議し、定めるものとします。 |
| 91 | 事業契約書（案） | 63 | 別紙4-1 | 4 | (1) | ② | イ ウ） | (d) | 物価変動に伴う改定（工事期間中）<br>インフレスライド | 改定の計算式におけるPoの定義は「令和８年１０月（着工前における改定を行った場合は、同改定の請求をおこなった日の属する月）の指標」となっておりますが、例えば工事期間中に全体スライドに基づくサービス対価の改定を行った後でインフレスライドに基づくサービス対価の改定を行う場合は、Poは「全体スライドに基づく改定の請求を行った日の属する月の指標」となるものと理解しております。下線部分は着工前に限定の記載でよろしいのでしょうか。 | Poを「令和8年10月（着工前における改定又は工事期間中における改定を行った場合は、同改定の請求を行った日の属する月）の指標」とします。<br>修正版を確認してください。 |
| 92 | 事業契約書（案） | 64 | 別紙4-1 | 4 | (2) | | イ イ） | | サービス対価B | 運営相当額の指標が「三重県最低賃金（厚生労働省公表」とありますが、令和8年10月時点の三重県最低賃金は1,143円です。1,143円はあくまで基準となる指標で、供用開始６か月前の最低賃金が仮に1,290円であった場合、12.8ポイント上昇しており、事業契約書(案)64項・別紙4-1・4・(2)・イ・エ)に記載の計算式により上昇分は事業者に支払って頂けると理解して良いでしょうか。 | 原案の計算式に基づき、改定後のサービス購入料を算出、事業契約書に基づき支払いを行います。 |

| 整理No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 93 | 事業契約書（案） | 66 | 別紙4-2 | 1 | | | | | サービス対価A<br>請求可能時期 | 64回分の請求可能時期を明記いただけないでしょうか。 | サービス対価A2の支払い第64回の請求書発行期限は「令和27年8月31日」としてください。 |
| 94 | 事業契約書（案） | 67 | 別紙4-2 | 2 | | | | | サービス対価B<br>請求可能時期 | 64回分の請求可能時期を明記いただけないでしょうか。 | サービス対価Bの支払い第64回の請求書発行期限は「令和27年8月31日」としてください。 |
| 95 | 事業契約書（案） | 67 | 別紙4-2 | 2 | | | | | サービス対価B | サービス対価Bの支払表には固定料金のみ記載されていますが、変動料金についても記載できるよう、支払表に項目を追加いただけますでしょうか。 | 変動料金の様式を追加しました。修正版を確認してください。 |
| 96 | 事業契約書（案） | 69 | 別紙4-2 | 3 | | | | | サービス対価C | 請求可能時期が令和11年8月と記載されていますが、開業準備期間は令和11年８月末までとなっているため、「令和11年９月」の誤記と理解してよろしいでしょうか。 | 令和11年9月とします。修正版を確認してください。 |
| 97 | 事業契約書（案） | 72 | 別紙6 | 1 | ア | (ｵ) | | | 建設工事保険 | 「保険金額」欄に関して、「本件施設本件施設の建設工事費」となっていますが、「本件施設の建設工事費」の誤記と理解してよろしいでしょうか。 | 本件施設の建設工事費とします。修正版を確認してください。 |
| 98 | 事業契約書（案） | 72 | 別紙6 | 1 | イ | (ｳ) | | | 第三者賠償責任保険 | 「保険の対象」欄に関して、「全ての工事の遂行に伴って派生」となっていますが、「全ての工事の遂行に伴って発生」の誤記と理解してよろしいでしょうか。 | 全ての工事の遂行に伴って発生とします。修正版を確認してください。 |
| 99 | 事業契約書（案） | 73 | 別紙6 | 2 | | (ｳ) | | | 第三者賠償責任保険 | 「保険の対象」欄に関して、「欠陥に起因して派生」となっていますが、「欠陥に起因して発生」の誤記と理解してよろしいでしょうか。 | 欠陥に起因して発生とします。修正版を確認してください。 |
| 100 | 審査基準 | 3 | 4 | 2 | (4) | | | | 加点審査項目 | 「性能評価点は評価項目ごとに４段階で評価し～」と記載されておりますが、その４段階の評価方法が記載されておりません。開示していただくことは可能でしょうか。 | 「要求水準を満たしている」ことを最低基準とし、提案内容の優位性の程度に応じて配点の掛率が高くなります。詳細は審査講評にて提示します。 |
| 101 | 審査基準 | 4 | 4 | | | | | | ④地域社会への貢献 | 「市内の業者」とありますが、「市内に本社を置く企業」と理解してよろしいでしょうか。 | 「市内の業者」とは市内に「本店を置く企業」という理解で問題ありません。 |
| 102 | 審査基準 | 4 | 4 | | | | | | ④地域社会への貢献 | 「地域における雇用促進」とありますが、「市民の雇用促進」と理解してよろしいでしょうか。 | 「地域における雇用促進」とは、「市民の雇用促進」という理解で問題ありません。 |
| 103 | 様式集（Word） | 2 | 1 | 4 | | (2) | | | 提案審査に関する提出書類 | 様式3-2は、封筒に入れて提出とのことですが、様式3-1、様式3-3～12の書類は、どのような形式で提出したらよいかご教示ください。 | 様式3-1及び様式3-3から様式3-12までの書類の提出方法については、ファイル又はバインダーにまとめて綴じるなど、任意の方法によることができます。この他、様式集（Word）「第2 作成要領等」に従ってください。 |
| 104 | 様式集（Word） | 3 | 1 | 5 | | (1) | | | 提案書に関する提出書類 | 「様式4～10-6」とありますが、「様式4～10-7」の誤記でしょうか。 | 誤記です。様式集（Word）を修正します。 |
| 105 | 様式集（Word） | 3 | 1 | 5 | | (4) | | | 提案書に関する提出書類 | 「それぞれ提案書単位で右上に通し番号（当該ページ番号／総ページ番号）を振ること」とございますが、様式3、様式4および様式5それぞれにおいて通し番号を記載するという理解でよろしいでしょうか。 | 通し番号の付し方については任意としますが、各提案書類の構成及びページ順序が明確に把握できるようにしてください。 |
| 106 | 様式集（Word） | 3 | 1 | 5 | | (5) | | | 提案書に関する提出書類 | 「バインダー左綴じ」とありますが、2穴リングファイルの利用は可能でしょうか。 | 2穴リングファイルを利用いただいても問題ありません。 |
| 107 | 様式集（Word） | 3 | 1 | 5 | | （５） | | | 図面集 | バインダー左綴じとありますが紙を抑える方式のバインダーでしょうか。２穴式のリングファイルまたはパイプファイルに綴じても良いですか？ | 書類の紛失リスクの低減や管理のしやすさ等に配慮するため、バインダー左綴じとしています。また、２穴式のリングファイル又はパイプファイルに綴じて提出していただいても差し支えありません。 |

| 整理No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 108 | 様式集（Word） | 3 | 1 | 5 | | (5) | | | 提案書に関する提出書類 | 「バインダー左綴じとし、正本１部、副本１１部の合計１２部を提出すること」とありますが、様式4～10-7はA４サイズのファイル、図面集はA3サイズのファイルに分けて綴じ（分冊にし）、それぞれ正本１部、副本１１部の合計１２部を提出してもよろしいでしょうか。それとも、図面集もA４サイズに折り込んで、１冊のファイルで提出する必要がありますでしょうか。 | 様式4～10-7はA4サイズのファイル、図面集はA3サイズのファイルに分けて綴じていただいても問題ありません。 |
| 109 | 様式集（Word） | 3 | 1 | 5 | | (5) | | | 提案書に関する提出書類 | 「様式ごとにインデックスを付けること」とありますが、下記の項目を記載したインデックスシートを挟みこむ形でよろしかったでしょうか。<br>Ⅰ．必須項目審査に関する提案書<br>１.事業スケジュール<br>２.資金調達・収支計画<br>３.施設計画<br>Ⅱ．加点項目審査に関する提出書類<br>ア．事業計画に関する提案<br>イ．設計・建設に関する提案<br>ウ．開業準備に関する提案<br>エ．維持管理に関する提案<br>オ．運営に関する提案 | インデックスは様式ごとに[「様式〇-〇」/「様式〇」]と記載し、作成してください。 |
| 110 | 様式集（Word） | 3 | 1 | 5 | | (5) | | | 提案書に関する提出書類 | 「様式ごとにインデックスを付けること」とありますが、図面集にも（図面ごとに）インデックスが必要になりますでしょうか。 | 図面ごとにインデックスを付けるかは任意とします。 |
| 111 | 様式集（Word） | 3 | 1 | 5 | | (5) | | | 提案書に関する提出書類 | ファイルの表紙や背表紙の記載事項にご指定はございますか。 | 提案書類の内容に応じてファイルを分けて提出する場合は、各ファイルの内容が判別できるようにしてください。その他の記載事項については任意とします。<br>なお、グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示はしないでください。 |
| 112 | 様式集（Word） | 3 | 1 | 5 | | (5) | | | 提案書に関する提出書類 | CD-ROMの表面に記載する事項にご指定はございますか。 | 記載事項は特に指定はありません。<br>なお、グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示はしないでください。 |
| 113 | 様式集（Word） | | | | | | | | 様式4-4<br>設計概要 | 図面集の図面縮尺について、図面に対する説明や提案意図を同ページ内に記載したいと考えておりますが、指定の縮尺では紙面に収まらない等の構成上の懸念がございます。そのため、図面の縮尺設定を任意（または適宜変更可能）としていただくことはできないでしょうか。 | ご意見を踏まえ、図面の縮尺設定は適宜変更可能とします。ただし、寸法線・記号等が重なって判別困難にならないよう、過度な縮小は避けてください。 |
| 114 | 様式集（Word） | | | | | | | | 様式7-1 | 見出しに　「ア．設計・建設に関する提案」とありますが、「イ．設計・建設に関する提案」の誤記と理解してよろしいでしょうか。 | 誤記です。様式集（Word）を修正します。 |
| 115 | 様式集（Word、Excel） | | | | | | | | 様式3-1から3-12 | 様式３－２は封筒に封印して提出の指示がありますが、それ以外はどのように提出しますが？　他の各紙を一つのファイルに綴じて、事業者名を表記して提出で良いでしょうか。 | No.103参照<br>なお、グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示はしないでください。 |

| 整理No. | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 116 | 様式集（Excel） | | | | | | | | 様式3-4、<br>様式3-5～10 | 見積書等の金額単位と端数処理について確認させてください。<br>様式集（Excel）において、様式3-4（円単位）と様式3-5～3-10（千円単位）で金額単位が異なっておりますが、各様式の指定通りに記載する認識でよろしいでしょうか。それとも、提案書全体でどちらかの単位に統一すべきでしょうか。<br>また、「千円単位」で記載する場合、千円未満の端数が生じた場合の処理方法（切り捨て、四捨五入など）のルールをご教示ください。 | 各様式の指定どおり、様式3-4～7は円単位、様式3-8～3-10は千円単位で表記してください。<br>また、「千円単位」における端数の処理方法は、事業者の提案に委ねます。 |
| 117 | 様式集（Excel） | | | | | | | | 様式3-5<br>調理設備見積書 | 「備考 2 必要に応じて行を追加してください」と記載がありますが、「列」の追加を行っても宜しいでしょうか。<br>（図面集 調理設備配置図・リストに合わせた、番号の追加を考えています） | 「列」の追加は行わないでください。また、図面集 調理設備配置図・リストに合わせた、番号等の記載は備考欄を活用してください。 |
| 118 | 様式集（Excel） | | | | | | | | 様式3-5、3-6、3-7 | 用紙がA4に指定されていますが、用紙を横に使う書式ですので、A3使用（折りこみ）でも良いでしょうか。 | 現行のままとします。 |
| 119 | 様式集（Excel） | | | | | | | | 様式3-10 | 小学校が追加されるにつれ、配膳員及び配送車・配送員が増えていき、予定価格を大幅に超えてしまう懸念があります。物価上昇を見込まない見積であれば、令和１１年度の配膳員・配送員の人数及び配送車両台数を基準とし、以降は見積額に入れずに配膳員及び配送員の増員、配送車両増車する年度に、増員及び増車分を事業者に支払うことにして頂きたい。 | No.19参照 |
| 120 | 様式集（Excel） | | | | | | | | 様式4-3 | 「損益計算書」「資金計画」は、いずれも、消費税を含めない金額で作成するとの理解でよろしいでしょうか。 | 消費税を含めない金額で作成してください。 |
| 121 | 実施方針 | 11 | 3 | 2 | (2) | エ | | | 参加資格要件 | 名張市入札参加資格を〇〇三重支社名で登録しています。（イ）に3000（食/日）の記載があり、支社内では実績はありませんが、会社全体では実績はあります。この場合の受け止め方は会社全体の実績と捉えています。理解に間違いはありませんでしょうか。他自治体では上記理解で参画を行い認めて戴いています。 | 会社全体の実績の中で当該実績を有していれば問題ありません。 |
| 122 | その他 | | | | | | | | | 提案時、運営業務に関する作業動線図・作業工程表は、未提出との理解でよろしいでしょうか。 | 図面集にて、様式集（Word）様式4-4に注釈で示している内容は記載するようにしてください。文章や表を用いるなど、表現の仕方は任意とします。 |